

平成22年度 市功労者表彰

2月6日(日)に文化プラザ・ルナホールで、平成22年度市功労者表彰式が行われました。

式典では、さまざまな分野で本市の発展に尽くされている、12人と6団体を表彰するとともに、5団体に感謝状を贈りました。

表彰・感謝状を受けられた方は、次の皆さんです。
(敬称略・順不同)

表彰

- 人権擁護委員
土本美枝子(土岐津町)、土本晋平(下石町)
- 消防
伊藤真也(鶴里町)
- 産業(組合等理事)
籠橋兵衛(駄知町)、澤田修一(泉町)、山内賢(同)、古澤明彦(駄知町)
- 永年勤続
安藤則夫(鶴里町)

身体障害者相談員

佐分利治朗(鶴里町)、日比野幸児(下石町)

美事善行

長唄和可葉会、琴正会、土岐市図書館読みきかせの会、ラヴィ大富、千曲匠延会、土岐尺八愛好会

スポーツ

堀田和之(土岐津町)、田中雄麻(駄知町)

感謝状

- 社会福祉のために寄付
一般社団法人東濃社会福祉協力会
- 消防活動のために寄付
土岐市危険物安全協会
- 防犯活動のために寄付
陶都信用農業協同組合
- 市政発展のために寄付
株山森土本鉱業所
- 学校給食センター整備のために寄付
株オーケー

乳幼児等福祉医療費受給者証の更新

市では現在、中学3年生(15歳に到達した年度末)までのお子さんに受給者証を交付し、医療費の助成を行っています。

ただし、未就学のお子さんの受給者証は、有効期限が6歳に到達した年度末となっていますので、小学校に就学される前に更新の手続きが必要になります。

そのため、有効期限が平成23年3月31日の乳幼児等福祉医療費受給者証をお持ちの方(平成23年4月から小学校に就学されるお子さん)には、2月中旬に更新の案内を送付しますので、次に掲げてある必要なものをお持ちになり、右表の会場で手続きをしてください。案内が届かない場合や詳細については、問い合わせください。

なお、申請用紙は各会場にあります。

●手続きに必要なもの

- ▷ お子さんの健康保険証のコピー
- ▷ 印鑑
- ▷ 保護者名義の預金通帳(ゆうちょ銀行を除く)

■ 問い合わせ 福祉課障害・給付係(内線154・155)

福祉医療費受給者証	乳幼児等	○岐阜県内の医療機関へお願い
受給資格者番号	112 -	この受給者証を提示された方は、1岐阜県例による医療費助成事業の対象者で、医療費に追加料金を支払う必要はありません。国保、国民健康保険、国民健康保険組合、国民健康保険協会の請求書をご提出ください。ただし、入院時食事療養費に係る食事費控除申請書は、助成の対象とならないため請求できません。
受給資格者居住地	岐阜県土岐市土岐津町土岐口210番地	注 意 事 項 1 この証は、岐阜県内の医療機関等において保険の自己負担を支払わないで受診できる証です。大切に保持してください。 <4割減額医療費に係る食事費控除申請書は提出されません。> (岐阜県外の医療機関等ではこの取扱いができませんので、保険の自己負担分を一旦支払い、あとで返戻金等により上乗せの返戻金として返金を受けてください。) 2 医療機関で診療を受けるときは、被保険者証(又は組合員証)といっしょにこの証を提示してください。 3 この証の記載事項又は加入保険に変更があったときは、14日以内に届け出てください。 4 資格がなくなったり、有効期限が経過したときは速やかに土岐市長にこの証を返却してください。
受給資格者氏名	土岐 太郎	
生年月日	平成16年4月2日生	
有効期間	平成16年4月2日から平成23年3月31日まで	
発行機関名	岐阜県	
及び印	土岐市長 藤田 隆之	
交付年月日	平成16年4月2日	

受け付け日程

期 日	時 間	会 場
2月25日(金)	9:30~12:00	ウエルフェア土岐 (大会議室)
	13:00~16:30	
3月1日(火)	9:30~12:00	駄知公民館 (会議室)
	13:00~16:30	
3月3日(木)	9:30~12:00	文化プラザ (展示室)
	13:00~16:30	
	17:00~19:00	

※上記日程でご都合の悪い方は、3月1日(火)~31日(木)の間(3月1日・3日、土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分~午後5時15分に、福祉課へお出掛けください。